

輪島市監査公表第15号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年11月16日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



# 定期監査結果報告

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

## 2 監査実施日及び監査対象課

平成29年11月8日（水） 財政課

## 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

## 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成29年度監査資料（平成29年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成28年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

## 5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○本市は今後、文化会館を含む庁舎整備、ごみ処理施設及び防災無線など大型建設事業を計画しており多額の地方債発行が見込まれるものの、人口減少等による交付税及び市税の減少で貧窮した財政状況が予想される。そのことに対して効率的な起債の運用や、財政力のあるうちに一定の繰上償還を実施するなど必要な措置を講じ、将来を見据えた健全な財政運営に尽力されるようお願いしたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。